

## 生駒市建設工事合併入札試行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、同一現場内で同一時期に行う必要がある複数の建設工事について、従来の随意契約方式を見直し、競争性・透明性・公平性を高めるとともに、円滑で適正な施工を行うことを目的として試行する合併入札方式の競争入札（以下「合併入札」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

(合併入札)

第2条 合併入札は、複数の工事のうち主たる工事（以下「本工事」という。）及び従たる工事（以下「関連工事」という。）が次の各号のいずれにも該当する場合に限り、行うことができるものとする。

- (1) 本工事及び関連工事を一の工事として設計する方法によらないこととする合理的な理由があること。
- (2) 本工事及び関連工事の施工者が異なる場合においては、かし担保責任の範囲が不明確となるなどの理由により、同一の者による施工が必要とされること。
- (3) 本工事及び関連工事の施工場所が同一であること又は隣接すること。
- (4) 本工事及び関連工事の請負契約の締結を同時に行うことができること。

(実施の手続)

第3条 前条の規定に基づき合併入札を行うこととする場合において、予算担当課長は、その旨を本工事及び関連工事の起工伺に記載の上、別に定める合併入札依頼書を市長部局における建設工事等の入札事務を掌理する課に提出するものとする。

(実施の決定)

第4条 合併入札の執行については、生駒市建設工事等入札参加者選定委員会の議を経て執行する。

(設計金額の算出等)

第5条 第2条の規定に基づき合併入札を行うこととする場合において、本工事及び関連工事の設計担当者は、諸経費を調整した上で各工事の設計金額を算出するものとする。

- 2 合併入札の方法により入札を執行する場合における予定価格（以下「合併入札予定価格」という。）の算出の基礎となる設計金額は、本工事及び関連工事の設計金額の和（以下「調整後設計金額」という。）とする。
- 3 調整後設計金額は、生駒市建設工事等入札参加者選定要綱において、発注対

象金額とみなす。

4 合併入札の方法により入札を執行する場合における最低制限基準価格は、本工事及び関連工事の最低制限基準価格の和とする。

(工事費内訳書)

第6条 合併入札にあたり、入札参加資格者は本工事及び関連工事のそれぞれの工事費内訳書を作成し提出しなければならない。

2 前項の工事費内訳書の提出がない入札参加資格者は、失格とする。

(契約金額の算定)

第7条 本工事及び関連工事の契約金額は、合併入札における落札金額をもとに別紙のとおり算定する。

(配置技術者等)

第8条 本工事及び関連工事に配置する主任技術者は、本工事及び関連工事が同一工種である場合に限り、同一の者が兼ねることが出来るものとする。ただし、本工事と関連工事の下請契約の請負代金の合計が建設業法第3条第1項第2号の政令で定める金額以上になる場合は監理技術者の資格を有する者を配置しなければならない。また、本工事と関連工事の契約金額の合計が、建設業法第26条第3項の政令で定める金額以上になる場合は主任技術者又は監理技術者は専任の者でなければならない。

2 本工事及び関連工事のいずれか又は全ての工事において、工事ごとに専任を要する監理技術者の配置が必要な場合、同一の者が他の工事の主任技術者又は監理技術者を兼ねることは出来ない。

3 本工事及び関連工事に配置する現場代理人は同一の者が兼ねることが出来るものとする。ただし、専任を要する監理技術者が当該工事の現場代理人を兼ねる場合はこの限りではない。

(入札結果等の公表)

第9条 入札結果の公表については、合併入札予定価格及び合併入札における落札金額をもって行うものとする。

附 則

この要領は、平成20年 8月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年 7月15日から施行する。

## 別紙

## 本工事及び関連工事の落札金額の計算方法

本工事と関連工事の落札金額を以下のとおり算出する。

- ① 本工事の税抜落札金額は本工事の税抜予定価格に以下に定める方法にて算定される本工事の請負率を乗じ算出し、当該金額に消費税及び地方消費税を加えた金額を本工事の契約金額とする。(ただし、本工事の税抜落札金額に千円未満の端数が生じる場合は、千円未満の端数について切り捨てを行う。)

$$\text{本工事の請負率 (\%)} = \text{B} \div \text{D} \times (\text{E} - \text{C}) + \text{A}$$

※ただし請負率は小数点第4位以下を切り捨てる。

A = 本工事の最低制限基準率 (%)

(本工事の最低制限基準価格 ÷ 本工事の予定金額 × 100。小数点第4位以下四捨五入)

B = 100% - A (%)

C = 合併入札の最低制限基準率 (%)

(合併入札の最低制限基準価格 ÷ 合併入札の予定価格 × 100。小数点第4位以下四捨五入)

D = 100% - C (%)

E = 合併入札の落札率 (%)

(合併入札の税抜落札金額 ÷ 合併入札の税抜予定価格 × 100。小数点第4位以下四捨五入)

- ② 関連工事の契約金額は、合併入札の落札金額から本工事の契約金額を減じた額とする。

### 計算例)

本工事予定価格	10,500,000 円	関連工事予定価格	6,300,000 円
本工事最低制限基準価格	8,400,000 円	関連工事最低制限基準価格	5,355,000 円
合併入札予定価格	16,800,000 円	(税抜)	16,000,000 円
合併入札最低制限基準価格	13,755,000 円		
合併入札税抜落札額	12,800,000 円	とします。	(税込) 13,440,000 円

$$A = 8,400,000 \text{ 円} \div 10,500,000 \text{ 円} \times 100 = 80.000\%$$

$$B = 100\% - 80.000\% = 20.000\%$$

$$C = 13,755,000 \text{ 円} \div 16,800,000 \text{ 円} \times 100 = 81.875\%$$

$$D = 100\% - 81.875\% = 18.125\%$$

$$E = 12,800,000 \text{ 円} \div 16,000,000 \text{ 円} \times 100 = 80.000\%$$

$$\text{本工事の請負率} = 20.000 \div 18.125 \times (80.000 - 81.875) + 80.000 = 77.93103 = \underline{77.931\%}$$

$$\text{本工事の落札金額} = 10,000,000 \text{ 円} \times 77.931\% = 7,793,100 \text{ 円} \Rightarrow \underline{7,793,000 \text{ 円}} \text{ (千円未満切捨て)}$$

$$\underline{7,793,000 \text{ 円}} \times 1.05 = \underline{8,182,650 \text{ 円}}$$

$$\text{関連工事の落札金額} = 13,440,000 \text{ 円} - 8,182,650 \text{ 円} = \underline{5,257,350 \text{ 円}}$$